

崔 相鐵 (流通科学大学商学部教授)
柳 到亨 (和歌山大学経済学部准教授)

韓国における流通政策の展開と 伝統的商業集積の問題性

流通研究 (日本商業学会) Vol.17 No.2
pp.27~46 2014.12.

韓国では、現在大企業と中小企業との格差拡大が深刻な社会問題になっている。その象徴が、大型マートやSSM（スーパーマーケットとドラッグストアの結合業態）などの大型店舗の出店攻勢によって衰退を余儀なくされる伝統的な商業集積の中小商人との対立である。この対立は大型店舗の出店を規制する法律の制定、行き過ぎた規制の緩和など、「競争を重視する」か「調和を重視する」という理念の対立を内包しながら、まさに大統領選挙を巻き込んだ政治的問題にまで発展しているのである。

この問題に関連する韓国の流通政策の概略について言えば、まず1980年代に流通近代化を目指して「流通産業近代化促進法」と「卸・小売業振興法」が制定された。しかし、1996年に流通市場の完全開放もあり、上述の法を統合、大幅に補完した「流通産業発展法」が制定された。大型店の出店は従来の許可制から登録制へ改正、出店の規制が緩和されたことでウォルマートなどのグローバル・リテラーが参入、対抗上国内の大手企業も出店を加速させた。その結果、危機感を抱いた伝統市場と商店街の中小商人は、伝統的商業集積のための支援策と大型店の出店反対と営業規制を政府に対して要求することになった。

その成果の一つが伝統市場のみを対象として、その経営革新と施設現代化を支援する「在来市

場の育成のための特別法」(2004)の制定であり、他方では大型店と中小小売店との「相生協力」(共生、競争の抑制)を目指して、成長していたSSMの出店を規制するために「流通産業発展法」を改正(2010)することであった。後者は、従来売場面積3000㎡以上の大型店に加えて、伝統市場の境界から500㎡以内の出店を規制するものであり、規制を逃れるために売場面積を縮小し、合わせて都心部での出店を増やしていた大手小売業にとって深刻な打撃となる規制であった。それだけに、これら小売業は「憲法訴訟願審判請求」を行って対抗するなど、対立は裁判所まで巻き込んでエスカレートしたのである。

残念ながら、ドラマチックな流通紛争史の醍醐味について紹介できる紙幅はない。著者達の結論だけを紹介すれば、流通政策としての伝統市場の保護は効果が現れていないこと、その理由として「天文学的」補助金が施設現代化というハード整備中心で、「立地する地域固有の独自性を考慮していない」、むしろその代案として模索されている「文化的アプローチ」にこそ期待がかけられるべきであるという。

筆者達は日本の大学院で流通を学び、日本の流通政策に精通しているだけでなく、暗黙裡に日本の流通政策をベンチマークとして韓国の流通政策を比較分析していると言える。実際、「文化的アプローチ」についても、「単なるソフト支援ではなく、『地域と連携したソフト』支援こそが、・・・ポイントだ」という日本の教訓を参考にして導き出された結論である。ただし、日本と韓国の商人の地域コミュニティで果たす役割の違いを理解している筆者達は、韓国では商売についての誇りが低いこと、逆に日本では商売を家族で継承していくために、事業の継続性に対する意識が高く、その結果として地域と深い

関係を構築しようとする意識が高いという違いを認識している。同時に、日本では大型店と中小小売店との共生を実現する手段として、地域コミュニティの活性化、都市と郊外との都市機能の棲み分けといったまちづくりの観点から流通政策が展開されている。こうした違いが何故生まれたのか、社会、文化、経済的背景にまで分析を拡大すべきというメッセージを読み取ったのは、評者だけではなからう。

(大阪市立大学経営学研究科教授 加藤 司)